

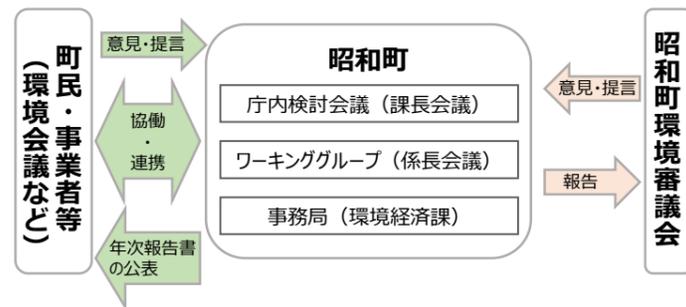
持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの持続可能な開発目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。本計画の施策の方向性においてもSDGsを考慮し、持続可能な社会の実現のために努力します。



推進体制

本計画推進にあたっては、次のような推進体制のもと、町民、事業者、県及び他の自治体と緊密に連携、協力して推進していきます。



昭和町環境基本計画（概要版）

発行日 平成30年3月（令和5年3月改定）
 発行 昭和町
 事務局 昭和町環境経済課
 〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2
 TEL 055-275-8355 FAX 055-275-5250

昭和町環境基本計画（概要版）

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

平成30年3月（令和5年3月改定）

山梨県 昭和町

環境基本計画の趣旨と目的

本町は、甲府盆地の中央に位置し、豊かな水資源に恵まれ、快適で利便性の高い都市機能を備えた田園都市として発展してきました。

近年、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面しています。このような状況のもと、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の取組が進められており、国の環境施策においても、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

本町では、平成30年3月に昭和町環境基本計画を策定し、環境の保全のための施策を、総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和4年度は、本計画の中間年度に当たることから、昨今の情勢等を踏まえ、本町のこれまでの取り組みを考慮し、改定をすることとしました。

対象とする環境分野

環境はそれ自体が包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識によって変化するものです。本環境基本計画における計画の対象は、循環型社会、快適環境、自然との共生、低炭素社会、環境保全活動の5分野とします。



計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。（令和4年度改訂）
社会状況の変化、県・国などの関連計画の変化により、適宜見直しを行います。

環境像と基本目標

昭和町の環境を維持し、次世代に継承していくため、目指すべき環境像とそれを実現するための基本目標を以下のように定めました。

目指すべき環境像

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

基本目標

「豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを楽しめるとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目指します」

基本施策の体系

上記に掲げた基本目標のもと、5つの基本方針を掲げ、次のような施策体系に基づき、具体的な基本施策を推進していきます。

基本方針1 「自然環境の保全・緑化の推進」

- （基本施策1）緑化・環境美化の推進
- （基本施策2）公園の整備や自然生態系の保全・再生



基本方針2 「公害等のない快適な生活環境の構築」

- （基本施策1）大気汚染の防止
- （基本施策2）河川・地下水・土壌汚染の防止
- （基本施策3）騒音・振動・悪臭の防止
- （基本施策4）化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集



基本方針3 「循環型社会の構築」

- （基本施策1）省資源・リサイクルの普及・啓発の推進
- （基本施策2）ごみの収集・処理体制の充実
- （基本施策3）不法投棄対策の強化
- （基本施策4）環境保全型農業の振興



基本方針4 「地球環境の保全・温暖化の防止」

- （基本施策1）クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進
- （基本施策2）公共交通の充実



基本方針5 「環境教育・環境活動の推進」

- （基本施策1）環境に関する学習・啓発の促進
- （基本施策2）環境保全活動の推進・連携強化

